

令和 8 年 5 月 19 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「原子力科学研究所施設清掃業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施機関	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
事業概要	原子力科学研究所構内及び構内諸施設の維持・保全のため、通常清掃、定期清掃、管理区域内清掃及び屋外清掃等作業を実施するもの
実施期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（市場化テスト 1 期目）
受託事業者	株式会社アトックス
契約金額（税抜）	117,600,000 円（1 年あたり）
入札の状況	2 者応札（説明会参加(仕様書取得者) = 4 者（6 者） / 予定価内 = 1 者）
選定の経緯	不落随意契約が続いたことから、競争性に課題があるとして、公共サービス改革基本方針（令和 5 年 7 月）において本事業が選定された。

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保において課題が認められ、改善が必要である。

2 検討

(1) 評価方法について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から提出された令和 6 年 4 月から令和 8 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている。	
	確保されるべき水準	評 価
	(1) 通常清掃等の実施	
	通常清掃、管理区域清掃、定期清掃及び屋外清掃について、仕様書に示した回数の清掃を行うこと。	適切 通常清掃、管理区域清掃、定期清掃及び屋外清掃については仕様書に定めた回数を実実に実施。
	(2) ごみの適切な処理	
	通常清掃、定期清掃、屋外清掃及び構内維持作業によって発生するごみを可燃ごみと不燃ごみに分別し、ごみ袋にとりまとめ週1回一時保管場所より受注者の運搬車両に積込作業をして、ひたちなか・東海クリーンセンターに搬出すること。	適切 通常清掃、定期清掃、屋外清掃及び構内維持作業で発生したごみについて、可燃ごみと不燃ごみに分別し、指定のごみ袋にとりまとめた上で、週1回、一時保管場所から運搬車両に積込作業を実施。ひたちなか・東海クリーンセンターに搬出。
	(3) 古紙回収の適切な実施	
	古紙回収について、月2回以上は仕様書に示した作業を行うこと。	適切 古紙回収について、仕様書で定められた月2回以上の作業を実施。
	(4) 業務に必要な資格等を有するものの従事	
	仕様書に示す業務に必要な資格等を有する者を従事させること。	適切 仕様書に定められた業務に必要な資格等を有する者が従事。
民間事業者からの改善提案	通常清掃のタイミングについて、一部の建家において、人の出入りが多い時間帯を避け、朝の早い時間帯に清掃を行うことができないかと民間事業者からの改善提案があった。 当該提案を踏まえ、清掃のタイミングをずらすことにより、清掃作業による利用者動線への影響が軽減され、より質の高い作業を行うことが可能となった。	

(3) 実施経費（税抜）

実施経費については、市場化テスト前（令和3～5年度）の従来経費と、第1期（令和6～8年度）の経費を比較すると、契約額で14.7%（60,793,200円）減少している＜表1参照＞。これは、本事業内容の見直し（構内全施設の清掃頻度の減少（清掃面積に換算して約2割減少））が主な要因となっている。

本事業経費の単純比較による評価は困難であることに鑑み、市場化テスト前（令和3～5年度）の一名あたりの人件費単価（1時間あたり）と第1期（令和6～8年度）の一名あたりの人件費単価を比較することで従来経費との比較を行った＜表2参照＞。

具体的には、市場化テスト前（令和3～5年度）の本事業の一名あたりの人件費単価1,940円に対し、第1期（令和6～8年度）の一名あたりの人件費単価2,157円で217円（11.2%）増加して

いる<表1参照>。

厚生労働省が公表している『地域別最低賃金（茨城県）』の最低賃金によると令和3～5年度と令和6～7年度の平均値を比較したところ13.8%の上昇が見られる<表3参照>。第1期の人件費単価は、令和3～5年度の1,940円の13.8%増にあたる2,207円が見込まれ、第1期の2,157円と比較すると実質的に50円(2.3%)の人件費の削減がなされたと試算できる。よって、実施経費の水準以上の経費削減効果があったものと評価できる。

<表1：市場化テスト前後の比較表（税抜）>

	契約額 (3ヵ年分)	年間	年間における 人件費相当額	各期の労働時 間数（平均）	1時間あたり の人件費単価
市場化テスト前 (令和3年度～ 令和5年度)	413,593,200円	137,864,400円	126,559,519円	65,250時間	【a】 1,940円
第1期 (令和6年度～ 令和8年度)	352,800,000円	117,600,000円	112,308,000円	52,056時間	【b】 2,157円
増減額	△60,793,200円	△20,264,400円	△14,251,519円	△13,194時間	217円
削減率	△14.7%	△14.7%	△11.3%	△20.2%	11.2%

<表2：人件費単価に係る比較（税抜）>

地域別最低賃金上昇率を反映 した人件費単価(= 【a】 + (【a】 × 【c】))	【d】 2,207円
削減額 【d】 - 【b】	50円
削減率	2.3%

<表3：最低賃金改定状況及び上昇率（茨城県）>

調査年	最低賃金
令和3年～令和5年平均	914円
令和6年～令和7年平均	1,040円
上昇率	【c】 13.8%

出典：令和元年度から令和7年度までの地域別最低賃金改定状況
(厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/minimumichiran/index.html)

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	<p>本事業は、不落随意契約が続いたことから、競争性に課題があるとして選定された事業である。</p> <p>市場化テストにおいて、清掃頻度の見直しを行うとともに、資格要件の緩和、処理すべきごみの分量の目安や1月あたりの延べ清掃面積等の詳細な情報開示等を行った結果、選定時の課題であった不落随意契約が解消された。</p> <p>一方、入札において、2者応札ではあったものの、予定価格の範囲内での応札は一者にとどまるほか、他の応札者の入札価格が予定価格を一定程度上回った。このため、競争性の確保の観点からなお課題が残った。</p>
----	---

(5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質について、適切に履行されていると評価することができる。

民間事業者の改善提案について、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できる。

経費については、単純比較による評価は困難であるものの、一人あたり人件費単価（1時間あたり）で試算したところ、地域別最低賃金の上昇率を反映した人件費単価より 2.3%減少しており、一定の削減効果があったものと評価できる。

また、選定時の課題であった不落随意契約が解消された。一方、入札において、二者応札ではあったものの、予定価格の範囲内での応札は一者にとどまるほか、他の応札者の入札価格が予定価格を一定程度上回った。このため、競争性の確保の観点からなお課題が残ったといえる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構には外部有識者で構成され、契約の点検・見直しなどを行う契約監視委員会が設置されており、その枠組みの中で実施状況のチェックを受ける体制が整っている。

(6) 今後の方針

以上のとおり、本事業はサービスの質の確保及び実施経費の面では一定の成果が認められる一方、競争性の確保の観点ではなお改善の余地が認められる。

そのため、次期事業においては、これらの課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

令和8年5月19日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

民間競争入札実施事業

原子力科学研究所施設清掃業務請負契約の実施状況について（案）

1. 事業の概要

(1) 経緯

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の「原子力科学研究所施設清掃業務請負契約」については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき、令和6年度から公共サービス改革基本方針に従って民間競争入札を実施しており、現在実施している事業は1期目である。

(2) 業務内容

本業務の内容は、原子力科学研究所構内及び構内諸施設の維持・保全のため、通常清掃、定期清掃、管理区域内清掃及び屋外清掃等作業を実施するものである。

(3) 契約期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

(4) 受託事業者

株式会社アトックス

(5) 実施状況評価期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

(6) 契約金額

352,800,000円（税抜）

(7) 契約相手方決定の経緯

本業務にかかる落札者の決定は、最低価格落札方式により実施することとしており、実施要項及び入札説明書に基づき応札希望者（3者）から、令和6年2月2日までに提出された技術提案書について、本件に係る技術審査を行った結果、要求事項をすべて満たしていた。同年2月22日に2者が応札し開札した結果、最低価格落札方式により予定価格の範囲内で最低価格を提示した株式会社アトックスを落札者として決定した。

2. 市場化テストの実施について

(1) 選定の経緯

本事業は、直近の2契約において不落随意契約が続いていることから、競争性に課題があるとして、公共サービス改革基本方針（令和5年7月4日閣議決定）において市場化テストの対象事業として選定された。審議対象となる今期が市場化テスト第1期である。

(2) 市場化テストにおける取り組み

本事業は、直近の2契約において、複数者からの入札があるものの、予定価格内の入札がないことから不落となっている。そのため、第1期の入札においては、予定価格内での適正な調達が行われるよう、事業者へのヒアリングも踏まえて、事業内容の見直しによる予定価格の適正化や、事業の詳細な情報の開示を行った。

1) 事業内容の見直し

- ・構内全施設の清掃頻度の見直し（清掃面積に換算して約2割減）を実施

2) 事業の詳細な情報の開示

- ・要員体制の例、処理すべきごみの分量の目安、1月あたりの延べ清掃面積、構内施設配置図を開示
- ・資格要件（作業責任者認定制度現場責任者）について、1名の保有で足りる旨を明記

3) その他

- ・過去説明会に参加した事業者に対し、応札しなかった要因についてヒアリングを実施
- ・入札参加グループによる入札が可能である旨を明記
- ・従来の説明会を見直し、現地説明会及び東京都内における説明会を実施
- ・他拠点での入札参加者等に対して声掛けを実施

3. 確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価

機構の「原子力科学研究所施設清掃業務請負契約」における民間競争入札実施要項（令和5年12月。以下「実施要項」という。）において定めた確保すべき対象業務の質の達成状況に対する当機構の評価は以下のとおりである（令和8年3月現在）。いずれの項目においても業務の質は設定どおり確保されている。

○原子力科学研究所施設清掃業務

最低限満たすべき水準	評価
通常清掃、管理区域清掃、定期清掃及び屋外清掃について、仕様書に示した回数の清掃を行うこと。	通常清掃、管理区域清掃、定期清掃および屋外清掃について、仕様書で定められた回数を実践しており、指示どおりの清掃が安定して行われている。毎月提出する作業報告書にも不備はなく、求められる水準を問題なく達成している。
通常清掃、定期清掃、屋外清掃及び構内維持作業によって発生するごみを可燃ごみと不燃ごみに分別し、ごみ袋にとりまとめ週1回一時保管場所より受注者の運搬車両に積込作業をして、ひたちなか・東海クリーンセンターに搬出すること。	通常清掃、定期清掃、屋外清掃および構内維持作業で発生したごみについて、可燃ごみと不燃ごみに適切に分別し、指定のごみ袋に確実に取りまとめため週1回、一時保管場所から運搬車両への積込作業を問題なく実施している。ひたちなか・東海クリーンセンターへの搬出も計画どおり行われており、求められる水準を問題なく達成している
古紙回収について、月2回以上仕様書に示した作業を行うこと。	古紙回収について、仕様書で定められた月2回以上の作業を仕様書どおり実施しており、求められる水準を達成している。
仕様書9.に示す業務に必要な資格等を有する者を従事させること。	仕様書9.に定められた業務に必要な資格等※を有する者を適切に配置しており、仕様書に定める要件を満たしていることを確認している。 ※：放射線業務従事者、作業責任者認定制度現場責任者、建築物

環境衛生管理技術者もしくは清掃作業監督者並びに労働安全衛生法第 60 条に規定する教育またはそれに準ずる教育

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

・漏電遮断器の導入

掃除機使用時の安全性向上を目的として、コンセントとプラグの間に漏電遮断機を受注者負担で導入したいと改善提案があった。当該提案を踏まえ、清掃作業における漏電防止対策を講じることで、作業員の安全確保および原子力科学研究所構内での事故防止が図られた。

・通常清掃のタイミングについて

一部の建家において、人の出入りが多い時間帯を避け、朝の早い時間帯に清掃作業を行うことができないかと改善提案があった。当該提案を踏まえ、清掃のタイミングをずらすことにより、清掃作業による利用者動線への影響が軽減され、建家利用者への支障が少ない環境が確保されるとともに、清掃作業者が周囲の通行等への配慮を軽減することができ、より質の高い作業を行うことが可能となった。

5. 実施経費の状況及び評価

実施経費については、市場化テスト前（令和 3 年度～令和 5 年度）の従来経費と、第 1 期（令和 6 年度～令和 8 年度）を比較すると、契約額で 14.7%（60,793,200 円）減少している（表 1 参照）。

これは、本事業内容の見直し（構内全施設の清掃頻度を減（清掃面積に換算して約 2 割減））が主な要因となっている。したがって、本事業経費の単純比較による評価が困難であることに鑑み、本事業の遂行に携わった人員における市場化テスト以前の一名あたりの時間単価と、第 1 期の一名あたりの時間単価（1 時間あたり）を算出することで従来経費との比較を行った（表 1 参照）。

市場化テスト前（令和 3 年度～令和 5 年度）の本事業の一名あたりの人件費単価 1,940 円に対し、第 1 期（令和 6 年度～令和 8 年度）の一名あたりの人件費単価は 2,157 円で 217 円（約 11.2%）増加している（表 1 参照）。

厚生労働省が公表している『地域別最低賃金改定状況（茨城県）』における賃金欄によると、最低賃金について令和 3 年から令和 5 年と令和 6 年及び令和 7 年の平均値を比較したところ約 13.8%の上昇が見られるところであり（表 3 参照）、第 1 期の人件費単価は、令和 3～5 年度の 1,940 円の約 13.8%増にあたる 2,207 円が見込まれるところ、2,157 円であったため実質的には 50 円（約 2.3%）の人件費の削減がなされたといえる（表 2 参照）。よって、実施経費の水準以上の経費削減効果があったものと評価できる。

<表 1：市場化テスト前後の比較表（税抜）>

	契約額 (3 ヶ年分)	年間	年間における 人件費相当額	各期の労働時 間数（平均）	1 時間あたり の人件費単価
市場化テスト前 (令和 3 年度～ 令和 5 年度)	413,593,200 円	137,864,400 円	126,559,519 円	65,250 時間	【a】 1,940 円
第 1 期 (令和 6 年度～ 令和 8 年度)	352,800,000 円	117,600,000 円	112,308,000 円	52,056 時間	【b】 2,157 円
増減額	△60,793,200 円	△20,264,400 円	△14,251,519 円	△13,194 時間	217 円

削減率	△14.7%	△14.7%	△11.3%	△20.2%	11.2%
-----	--------	--------	--------	--------	-------

<表2：人件費単価に係る比較（税抜）>

地域別最低賃金率を反映した人件費単価(=【a】+(【a】×【c】))	【d】2,207円
削減額【d】－【b】	50円
削減率	2.3%

<表3：最低賃金改定状況及び上昇率（茨城県）>

調査年	最低賃金
令和3年～令和5年平均	914円
令和6年～令和7年平均	1,040円
上昇率	【c】13.8%

出典：令和元年度から令和7年度までの地域別最低賃金改定状況
（厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/minimumichiran/index.html)

6. 全体評価と今後の取り組み

- (1) 令和6年4月1日から令和8年3月末までの原子力科学研究所施設清掃業務請負契約については、重大な障害や問題は発生しておらず、仕様どおりかつ期限の定めがあるものは期限内に遅滞なく実施されていることから、設定したサービスの質は確保されていると評価できる。
 - 1) 実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はなかった。
 - 2) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成している。
 - 3) 機構では、監事及び外部有識者（公認会計士、弁護士等）で構成され、契約の点検・見直し等を行う「契約監視委員会」が設置されており、その枠組みの中で実施状況のチェックを受ける体制が整っている。
- (2) 直近の2契約において課題となっていた「複数者からの入札があるものの、予定価格内の入札がないことから不落となっている」については、事業内容の見直し及び事業の詳細な情報の開示等により第1期の入札においては、第1回目の入札で契約締結となっていることは評価できる。
また、事業内容の見直し及び事業の詳細な情報の開示等により過去に入札実績のない事業者（2者）から技術提案書等が提出されたことから参入事業者の拡大に繋がったと評価できる。
- (3) 経費については、市場化テスト実施前と、清掃面積減及び賃金上昇率を考慮し比較した結果、削減効果があったと認められる。
- (4) 上述のとおり、本事業について総合的に判断すると良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）に基づき、市場化テストを終了し、当機構の責任において実施したい。
なお、市場化テスト終了後においても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏

まえた上で、評価委員会等第三者チェック機能を維持し、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてみたい。